

議案第 4 号

桐生市新生総合計画基本構想の変更について

桐生市新生総合計画基本構想を変更することについて、桐生市総合計画条例(平成 29 年桐生市条例第 2 号)第 5 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市新生総合計画基本構想を次のように変更する。

フレーム (1)人口フレーム 人口中「平成 29 年」を「平成 31 年」に、「コーホート要因法による推計人口 113,000 人に、新たな人口減少対策の一環として」を「国立社会保障・人口問題研究所の推計(以下、社人研推計値という。)によると 109,373 人になると見込まれていますが」に、「などによる 4,000 人の政策的増加人口を加味した「定住人口」を見込むとともに、本市のまちづくりに深く関わる通勤・通学者など、いわゆる「交流人口」を考慮した 117,000 人を「計画人口」として、まちづくりを進めます」を「などの人口減少対策に取り組むことにより、合計特殊出生率及び*9 移動率の改善を図ることとしている「桐生市人口ビジョン」の将来展望に準拠し、約 110,300 人と設定します」に改め、目標年度の表を次のように改める。

「目標年度ー平成 31 年度」

社人研推計値人口	A	109,373 人
政策的増加見込人口 (合計特殊出生率上昇・移動率縮小)	B	900 人
計 画 人 口	A + B	110,273 人 ≒110,300 人

フレーム (1)人口フレーム 人口中「加速する」を「続く」に改め、「本市は特に実数、構成割合とも顕著な傾向が見込まれます。そのため本格的な」を削り、「*9 コーホート要因法とは、同年又は同期間に出生した集団毎の時間的変化をとらえて将来人口を予測するもので、変化分を死亡数(生存率)及び人口移動数、出生数に分離して行う方法。」を「*9 移動率とは、人口に対する移入出の割合。」に改める。

フレーム (1)人口フレーム 世帯中「45,700 世帯」を「約 45,500 世帯」に、「2.56 人」を「約 2.42 人」に改める。

フレーム (2)土地フレーム(土地利用の方針)中「都市景観」を「良好な景観の形成」に改め、地域指定等の状況の表を次のように改める。

地域指定等の状況

用途地域		特 性	面積 (ha)	建ぺい 率 (%)	容積率 (%)
○都市計画区域内					
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	141	40	80
	第1種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	139	60	200
	第1種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域	1,250	60	200
	第2種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域	5	60	200
	近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	96	80	300
	商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	112	80	400
	準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域	1,181	60	200
	工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域	100	60	200
	工業専用地域	専ら工業の利便を増進するために定める地域	10	60	200
小 計			3,034		
・市街化調整区域		市街化を抑制すべき区域	10,713	70	200
・区域区分を設けない区域			3,560	70	400
○都市計画区域外			10,138		
合 計			27,445		

フレーム(3)財政フレーム中「医療給付費など」を「社会保障関係費」に改め、「費用対効果を見極め最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に積極的に取り組み」を削り、「緩やかな成長を続ける」を「現在の状況が続く」に改め、歳入(推計)の表及び性質別歳出(推計)の表を次のように改める。

○歳入(推計)

年度 区分	第1年次		中間年次				目標年次				期間全体	
	平成20年度		平成24年度			累積額 20~24年	平成31年度			累積額 25~31年	累積額 20~31	
	百万円	%	百万円	構成比	対20年		百万円	%	対24年		百万円	百万円
市 税	15,062	31.8	13,567	30.1	-9.9	70,692	12,882	28.7	-5.0	92,845	163,537	29.2
地方交付税	10,058	21.3	11,077	24.5	10.1	52,364	9,417	21.0	-15.0	72,529	124,893	22.3
国県支出金	7,046	14.9	8,513	18.9	20.8	43,523	9,352	20.8	9.9	66,367	109,890	19.6
そ の 他	15,158	32.0	11,982	26.5	-21.0	68,084	13,235	29.5	10.5	94,565	162,649	29.0
歳入合計	47,324	100.0	45,139	100.0	-4.6	234,663	44,886	100.0	-0.6	326,306	560,969	100.0

○性質別歳出(推計)

年度 区分	第1年次		中間年次				目標年次				期間全体	
	平成20年度		平成24年度			累積額 20~24年	平成31年度			累積額 25~31年	累積額 20~31	
	百万円	%	百万円	構成比	対20年		百万円	%	対24年		百万円	百万円
義務的経費	24,919	54.0	22,969	53.9	-7.8	120,514	22,798	50.8	-0.7	160,997	281,511	52.1
投資的経費	6,143	13.3	3,086	7.2	-49.8	22,818	4,688	10.4	51.9	30,456	53,274	9.9
その他経費	15,080	32.7	16,543	38.8	9.7	80,525	17,400	38.8	5.2	124,782	205,307	38.0
歳出合計	46,142	100.0	42,598	100.0	-7.7	223,857	44,886	100.0	5.4	316,235	540,092	100.0

※平成28年度までは決算額となるため、歳入の合計額と歳出の合計額は一致

しない。

施策の大綱 重点施策 (12) 地域連携の一層の推進中「合併を視野に入れた」を削り、

「①みどり市との早期合併への取組みの強化

②両毛広域エリアを視野に入れた善隣友好関係の構築

③市民レベルでの連携協力活動への支援の充実

④共同処理事業の円滑な運営

を

「①両毛広域エリアを視野に入れた善隣友好関係の構築

②市民レベルでの連携協力活動への支援の充実

③共同処理事業の円滑な運営

に改める。

施策の大綱 2 保健福祉の増進 (1) 児童福祉の充実中「桐生市次世代育成支援行動計画」を「桐生市子ども・子育て支援事業計画」に改める。

施策の大綱 2 保健福祉の増進 (3) 障害者福祉の充実中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

施策の大綱 3 快適な生活環境の創出 (2) 水道水の安定供給中「上水道・*16簡易水道事業」を「上水道事業」に改め、「の上水道」及び「の簡易水道」を削り、「老朽化した黒保根浄水場の機器の更新などにより」を「黒保根及び田沢浄水場を適切に維持管理することにより」に改め、「*16 簡易水道とは、人の飲用に適する水を供給する水道のうち、給水人口が 101 人以上 5,000 人以下のもの。」を削る。

施策の大綱 7 計画推進のために (4) 地域連携の推進中「また、日常生活圏が共通するみどり市との連携については、合併を視野に入れた取り組みを推進します。」を削る。

議 案 説 明

議案第 4 号 桐生市新生総合計画基本構想の変更について

次期総合計画と市長任期の整合を図るとともに、桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略と計画期間を一致させるため、桐生市新生総合計画基本構想を変更しようとするものです。